



平成29年1月20日

官 庁 営 繕 部

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（答申）  
— 公共建築工事の発注者の役割 —  
～社会資本整備審議会～

本日、国土交通大臣宛てに、社会資本整備審議会（会長：三村明夫新日鐵住金（株）相談役名誉会長、日本商工会議所会頭）から「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申をいただきました。答申では、公共建築工事の「発注者の役割」を明確にするとともに「その役割を果たすための方策」が提言されており、全ての公共建築工事の発注者（国及び地方公共団体）へ向けた内容となっています。

なお、この答申は、国土交通大臣が平成28年6月20日付けで行った諮問に対するものであり、建築分科会官公庁施設部会（部会長：大森文彦東洋大学法学部教授、弁護士）において4回の審議を経て取りまとめられたものです。

【答申のポイント】

○これまで十分に整理されていなかった「公共建築工事における発注者の役割」を明確化<sup>※</sup>

※ 民間建築工事や公共土木工事と対比した「公共建築工事の特徴」を踏まえて整理

■ 発注者の役割

① 公共建築工事の企画・予算措置を行う部局<sup>※</sup>との連携

企画・予算措置の段階（工事の大枠の条件が決定）で、国民から見て過不足のない公共建築としての品質が確保されるよう技術的な助言を行うなど連携。

※ 公共建築工事は、建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局（事業部局）と発注者の発注業務を担当する部局（発注部局）とが異なる場合が多い。

② 公共建築工事の発注と実施

多種多様な諸条件（事業部局、国民、政策、利用者、近隣住民、現場状況等）を過不足なく把握し、相反・相互矛盾なく明確な発注条件（設計業務、工事等）を作成し、工事を実施。

○「公共建築工事の発注者が役割を果たすための方策（国土交通省の取組）」を提言

【発注者の役割の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成<sup>※</sup>、発注者への普及・浸透

【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進

【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

※「解説書」については、作成次第、国土交通省ホームページにおいて公表します。

これまでの審議経過等については、以下のページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203\\_shisetsu01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_shisetsu01.html)

（お問い合わせ先）

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 営繕企画官 池田 公隆

代表 03 (5253) 8111 (内線 23122) 直通 03 (5253) 8229 FAX 03 (5253) 1541

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 松尾 徹

代表 03 (5253) 8111 (内線 23222) 直通 03 (5253) 8234 FAX 03 (5253) 1542